

業務委託契約書(案)

- 1 委託業務の名称 令和6年度うつくしま、エコ・リサイクル製品品質確認調査業務委託
- 2 委託期間 令和6年____月____日から令和7年1月31日まで
- 3 業務委託料 _____円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金_____円也)
- 4 契約保証金 _____円也

上記委託業務について、委託者 福島県 を甲とし、受託者_____を乙として、次のとおり委託契約を締結する。

(委託業務の仕様等)

- 第1条 乙は、この契約書に定めるもののほか、別紙の仕様書に従い、契約書に記載されている委託業務を履行しなければならない。
- 2 仕様書に明示されないもので重要な事項については、甲乙協議してこれを定める。
 - 3 その他軽微な事項については、乙は甲の指示に従うものとする。

(契約の保証)

- 第2条 乙は、この契約の締結と同時に委託料の100分の5以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第229条第1項各号いずれかに該当する場合には、契約保証金の全部または一部の納付を免除する。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第3条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務をいかなる方法をもってするを問わず第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

(一括再委託等の禁止)

- 第4条 乙は、委託業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 乙は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。

(着手届)

- 第5条 乙は、委託業務に着手したときは、甲に対し、契約日から7日以内に着手届を提出しなければならない。

(主任技術者)

- 第6条 乙は、委託業務を主として担当する職員（以下「主任技術者」という。）を定め、その氏名及びその他の必要な事項を書面で契約日から7日以内に甲に通知しなければならない。
- 主任技術者を変更したときも同様とする。

(委託業務の内容の変更)

- 第7条 甲は、必要と認めるときには、委託業務の内容を変更し又は一時中止させることができる。

この場合において、委託料の金額又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときには、乙は甲に対して損害の賠償を請求することができる。

この場合の賠償額については、甲乙協議して定める。

(乙の請求による履行期限の延長)

第8条 乙は、天災等その責めに帰することができない事由により、履行期限までに委託業務を完了することができないことが明かになったときは、甲に対して遅滞なくその事由を付して、書面により履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は甲乙協議して定める。

(損害負担)

第9条 委託業務の実施に関して発生した損害（第三者に与えた損害を含む。）のために必要な経費は、乙の負担とする。

ただし、その損害が甲の責めに帰する事由により生じた場合においては、甲が負担するものとし、その金額は甲乙協議して定める。

(検査及び引渡し)

第10条 乙は、委託業務が完了したときは、甲に対し遅滞なく業務完了報告書を提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の業務完了報告書を受理したときには、その日から起算して10日以内に業務完了の検査をしなければならない。
- 3 前項の検査の結果不合格となり、業務完了報告書について訂正を命ぜられたときは、乙は、遅滞なく当該の訂正を行うものとし、これに要する経費は乙の負担とする。
- 4 乙は、前項の規定により命ぜられた訂正を完了したときは、甲に訂正完了の届を提出して検査を受けなければならない。

この場合の再検査の期日については、第2項の規定を準用する。

(委託料の支払い)

第11条 乙は、前条第2項又は第4項の規定による検査に合格したときは、所定の手続きに従って委託料の支払を請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による支払の請求があったときには、受理日から起算して30日以内に支払うものとする。

(履行期限の遅延及び遅延利息)

第12条 乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに委託業務を完了できない場合において、甲が認める期間まで委託業務を完了する見込みがあると認めたときは、甲は乙から遅延利息を徴収して当該期限を延長することができる。

- 2 甲は、前項の規定により履行期限を延長することとしたときは、その旨を乙に通知するとともに、当該期限の延長に関する契約を乙との間に締結するものとする。
- 3 第1項による遅延利息は、当初の履行期限（第7条第1項及び第8条の規定による履行期限の変更があったときは、その期限とする。）から延長後の履行期限までの期間の日数に応じ、委託金額に年2.5%の割合で計算した額（当該額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数全額を切り捨てる。）とする。

- 4 甲の責めに帰すべき事由により、第11条第2項の規定による委託料の支払が遅れたときは、乙は甲に対してその遅延期間の日数に応じ、委託料の金額に年2.5%の割合で計算した額（当該額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数全額を切り捨てる。）の遅延利息の支払の請求をすることができる。
- 5 第1項及び前項の規定に定める遅延利息の額の計算につき、第3項及び第4項の規定に定める年当りの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当りの割合とする。

(契約の解除)

第13条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 履行期限内に委託業務が完了しないとき、又は委託業務を完了する見込みがないと、甲が認めるとき。
- (2) 着手期日を過ぎても委託業務に着手しないとき。
- (3) 第3条及び第4条の規定に違反したとき。
- (4) 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。
- (6) 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。）以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- (7) 前各号の一つに該当する場合を除くほか、この契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと甲が認めるとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第14条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙に対して違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1に相当する金額を請求することができる。また、契約解除により、甲に損害が生じた場合、乙に対して甲が算定する損害額を請求することができる。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

- (1) 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除されたとき。
- (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の債務について履行不能となったとき。
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなすものとする。
 - (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人。
 - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人。
 - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等。

(談合による損害賠償)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、第13条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(遅延利息等の相殺)

第16条 この契約に基づく遅延利息又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲はこれを委託料と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができる。

- 2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息及び賠償金にかかる債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。
- 3 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の

応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

(秘密の保持)

第17条 乙は、本件の業務上知り得た委託業務の内容を、一切第三者に漏らしてはならない。

(業務の調査等)

第18条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して業務の処理状況について調査し又は報告を求めることができる。

(個人情報の保護)

第19条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(契約外の事項)

第20条 この契約に定めのない事項は、必要に応じ、甲乙協議して定める。

(紛争の解決方法)

第21条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和6年____月____日

甲 住所 福島県福島市杉妻町2番16号

氏名 福島県
福島県知事 内堀 雅雄 印

乙 住所 _____

氏名 _____
_____ 印

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならぬ。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するためには必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確

認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

令和6年度うつくしま、エコ・リサイクル製品品質確認調査業務委託仕様書

1 趣旨

この仕様書は、令和6年度うつくしま、エコ・リサイクル製品品質確認調査業務委託に
関し、必要な事項を定めることにより、本業務の円滑な実施を図るものである。

2 委託期間

契約締結の日から令和7年1月31日までとする。

3 委託業務の内容

試料分析業務及びその付帯業務

4 試料分析業務の方法

(1) 分析対象

仕様書別紙1のとおりとする（5検体）。

(2) 分析項目

仕様書別紙2のとおりとする。

(3) 測定方法

仕様書別紙2のとおりとする。

(4) 測定に係る工程等

ア 受託者は、分析に必要な調査対象製品を購入する。

イ 受託者は、試料破碎等の前処理を行い、測定に用いる。

なお、環境省告示第46号に準拠し、詳細は委託者と協議する。

ウ 受託者は、分析に用いた試料、残余の試料を適法に廃棄処理する。

5 分析結果の報告

分析の結果は、仕様書別紙2に掲げる分析項目毎の規定に従い、分析結果、分析手順、
機器分析チャート、分析経過、分析作業写真等により構成する「委託業務報告書」として
委託期間終了日までに1部提出するものとする。

6 提出書類

前項の報告書のほか、受託者が提出するもの（様式任意）は、以下のとおりとする。

(1) 業務着手届（契約締結後7日以内）

(2) 課税事業者届出書（契約締結後7日以内）

(3) 業務完了報告書（委託期間終了日まで）

7 その他

(1) 報告書等に使用する用紙は、日本産業規格A4版、古紙配合率70%以上の再生紙
を使用するものとする。

(2) この仕様書に定めるもののほか、委託業務について必要な事項は、委託者と受託者
が協議して定めるものとする。

令和6年度うつくしま、エコ・リサイクル製品品質確認調査事業に係る調査対象製品

認定番号	品目	認定製品名	原料としている循環資源	製品写真	数	製造事業者
H25-83	土木用製品 (造園・緑化材)	テコラ	廃瓦		1検体	(株)マルエイ いわき市泉町本谷字作35
H25-85	土木用製品 (再生路盤材)	スラグ入り再生クラッシャーラン	コンクリートがら、溶融スラグ		1検体	前田道路(株) 福島合材工場 伊達郡桑折町大字伊達崎字出シ62-1
H25-85	土木用製品 (再生路盤材)	スラグ入り再生クラッシャーラン	コンクリートがら、溶融スラグ		1検体	前田道路(株) 郡山合材工場 郡山市日和田町高倉字藤坦1-277
H25-85	土木用製品 (再生路盤材)	スラグ入り再生クラッシャーラン	コンクリートがら、溶融スラグ		1検体	前田道路(株) いわき合材工場 いわき市常磐下船尾町杭出作23-25
H28-93	建築用製品 (外装材)	モエンエクセラード	石炭灰（フライアッシュ）、木くず		1検体	ニチハ(株) いわき工場 いわき市泉町下川字大剣399-8

測定方法、報告下限値等

項目	測定方法等	表示方法				
		単位	報告下限値	報告下限値未満の記載方法	有効数字最大桁数	有効数字最小の位
pH	日本産業規格K0102（以下「規格」という。）12に定める方法	—	—	—	—	小数第2位を四捨五入し、小数点以下1桁
カドミウム	規格55に定める方法のうち、検液中濃度に係るもの	mg/L	0.0003	<0.0003	2桁	小数点以下4桁
全シアン	規格38に定める方法（規格38.1.1及び38の備考1に定める方法を除く。）又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表1に掲げる方法	〃	0.1	<0.1	〃	小数点以下1桁
有機燐（りん）	昭和49年9月環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、昭和49年9月環境庁告示第64号付表2に掲げる方法）	〃	0.1	<0.1	〃	小数点以下1桁
鉛	規格54に定める方法	〃	0.005	<0.005	〃	小数点以下3桁
六価クロム	規格65.2（規格65.2.7を除く。）に定める方法（ただし、規格65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、日本産業規格K0170-7の7のa）又はb）に定める操作を行うものとする。）	〃	0.02	<0.02	〃	小数点以下2桁
ひ素	規格61に定める方法のうち、検液中濃度に係るもの	〃	0.005	<0.005	〃	小数点以下3桁
総水銀	昭和46年12月環境庁告示第59号付表2に掲げる方法	〃	0.0005	<0.0005	〃	小数点以下4桁
アルキル水銀	昭和46年12月環境庁告示第59号付表3及び昭和49年9月環境庁告示第64号付表3に掲げる方法	〃	0.0005	<0.0005	〃	〃
PCB	昭和46年12月環境庁告示第59号付表4に掲げる方法	〃	0.0005	<0.0005	〃	〃
ジクロロメタン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	〃	0.002	<0.002	〃	小数点以下3桁

項 目	測 定 方 法 等	表 示 方 法				
		単 位	報 告 下限値	報告下限値未 満 の 記載方法	有効数 字最大 術数	有効数 字最 小の位
四塩化炭素	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	〃	0.0002	<0.0002	〃	小数点以下4桁
クロロエチレン	平成9年3月環境庁告示第10号に掲げる方法	〃	0.0002	<0.0002	〃	小数点以下4桁
1, 2-ジクロロエタン	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法	〃	0.0004	<0.0004	〃	〃
1, 1-ジクロロエチレン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	〃	0.002	<0.002	〃	小数点以下3桁
1, 2-ジクロロエチレン	シス体にあっては日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあっては日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	〃	0.004	<0.004	〃	〃
1, 1, 1-トリクロロエタン	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	〃	0.0005	<0.0005	〃	小数点以下4桁
1, 1, 2-トリクロロエタン	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	〃	0.0006	<0.0006	〃	〃
トリクロロエチレン	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	〃	0.001	<0.001	〃	小数点以下3桁
テトラクロロエチレン	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	〃	0.0005	<0.0005	〃	小数点以下4桁
1, 3-ジクロロプロペン	日本産業規格K0125の5.1、5.2、又は5.3.1に定める方法	〃	0.0002	<0.0002	〃	〃
チウラム	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5に掲げる方法	〃	0.0006	<0.0006	〃	〃
シマジン	昭和46年12月環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法	〃	0.0003	<0.0003	〃	〃
チオベンカルブ	昭和46年12月環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法	〃	0.002	<0.002	〃	小数点以下3桁
ベンゼン	日本産業規格K0125の5.1、5.2、又は5.3.2に定める方法	〃	0.001	<0.001	〃	〃
セレン	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法	〃	0.002	<0.002	〃	〃

項目	測定方法等	表示方法				
		単位	報告下限値	報告下限値未満の記載方法	有効数字最大桁数	有効数字最小の位
ふつ素	規格34.1（規格34の備考1を除く。）若しくは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、日本産業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格34.1.1c）（注（2）第3文及び規格34の備考1を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。）及び昭和46年12月環境庁告示第59号付表7に掲げる方法	〃	0.08	<0.08	〃	小数点以下2桁
ほう素	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法	〃	0.02	<0.02	〃	〃
1,4-ジオキサン	昭和46年12月環境庁告示第59号付表8に掲げる方法	〃	0.005	<0.005	〃	小数点以下3桁
ダイオキシン類	平成11年12月27日環境庁告示第68号に掲げる方法のうち、土壤に準拠	ダイオキシン類に係る土壤調査測定マニュアル（令和4年3月 環境省）				

(注1) 2物質以上の濃度の和とされている項目については、まず、それぞれの物質の測定値の合計値を求めた後に、有効数字の桁数処理（注2参照）を行う。ただし、それぞれの物質の測定値のいずれかが報告下限値未満の場合は、その報告下限値未満に代えて報告下限値の数値を測定値として扱う。

(注2) pH以外の項目については、有効数字が2桁（3桁）の場合は3桁（4桁）目以下を切り捨てる。
報告下限値の桁を下回る桁については切り捨てる。

(注3) アルキル水銀については、総水銀が検出された場合に測定する。